

昨年度まで会員だった方の退会について

退会を希望される会員は、下記の《退会条項》に同意のうえ、「退会届」を互助会事務局に交換便でご送付(4月末日必着)ください。

《退会条項》

1. 退会については個人の責任のもと、全ての手続きは本人がおこないます。
2. 退会すると、互助会で斡旋する映画券、入浴券その他特別展や劇団四季のチケットなどの購入資格がなくなります。また、互助会主催のスポーツ大会・釣り会などに参加できません。大田区職員や、時間講師、再任用、非常勤教員など、自動的に加入できない方は「非会員」扱いで参加または非会員価格で参加できます。退会された方は「退会者」扱いとなり、互助会事業のすべての参加・利用が出来ません。
3. システムの都合上、会費自動引き落とし停止までには時間がかかります。そのため退会初年度は数ヶ月間、会費が自動引き落としされます。自動引き落としされた会費の返還方法は下記返還方法より選択してください。
4. 退会者でも、所定の手続きを行えば特別会員になれます。
5. 東京都の電算システムにより、教職員互助会のある行政区では、互助会費が自動引き落としになる仕組みとなっています。他地区に異動され、再び大田区に再入区された場合は、互助会費が自動引き落としとなります。

退会手続き手順（退会受付期間：4月末日交換便必着）

互助会 HP(右の QR コード)より「退会届」を印刷し、《退会条項》に同意のうえ、必要事項を記入する。

↓

交換便にて、大田区教職員互助会事務局へ「退会届」を送付する。

↓

事務局で「退会届」を受領する。

↓

送付者本人へ事務局より「退会届」受理の届を交換便にて送付する。

(会費返還までお手元で保管ください)



会費の返還について

- 返還方法
- ① 互助会事務局(池上3-27-6)で現金受領する。
 - ② 銀行振込(振込手数料はご負担ください。)で返還受領する。
- ※口座番号等記入ミスにより生じた手数料等は**自己負担**になります。ご注意ください。

一学期中に、所属校校長宛にご案内を送付いたします。

退 会 届

一般社団法人 大田区教職員互助会
代表理事 小松 重樹 殿

下記、退会条項に同意し、大田区教職員互助会を退会いたします。

記

1. 退会については個人の責任のもと、全ての手続きは本人が行います。
2. 退会をした場合、大田区教職員互助会取り扱いの映画券・入浴券・その他のチケット購入、全ての互助会事業への参加ができません。
3. システムの都合上、会費自動引き落とし停止までには時間がかかります。そのため退会初年度は数ヶ月間、会費が自動引き落としされます。自動引き落としされた会費の返還方法は下記返還方法より選択してください。
4. 退会者でも、所定の手続きを行えば特別会員になれます。
5. 東京都の電算システムにより、教職員互助会のある行政区では、互助会費が自動引き落としになる仕組みとなっています。他地区に異動され、再び大田区に再入区された場合は、互助会費が自動引き落としとなります。

※自署 退会届提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

所属校 _____ 大田区立 _____ 学校

職員氏名 _____ 印 _____ (戸籍に記載されている氏名)

職員番号 _____

《 返還方法 》 (いずれかに○をしてください)

①来局による受領 ②銀行振込 振込手数料はご負担ください (下記にご記入ください)

※ご記入漏れのないようお願いいたします

銀行名	支店名 (店番号)	口座種類	口座番号	口座名義 (カタカナ)
	()	当座・普通		

※返還期間につきましては、別途案内を送付いたします。

※記入ミスにより生じた手数料等は自己負担になります。ご注意ください。

ご記入後、交換便にて大田区教職員互助会事務局までご送付ください。

退会受付期間：4月末日交換便必着